

令和 7 年度 飯舘村監査計画

令和 7 年 4 月 1 日

飯舘村監査基準第 18 条第 1 項の規定に基づき、「令和 7 年度飯舘村年間監査計画」を次のとおり定める。

1. 財務監査

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

対 象	実施予定時期	実施体制	実施方法
総務課・村づくり推進課 住民課・健康福祉課 産業振興課・建設課 会計室	1 1 月中旬	監査委員 2 名	書面監査（ [※] 試査） 現場監査
教育委員会 （教育課・生涯学習課）			
農業委員会			
選挙管理委員会			
議 会			

(2) 随時監査（工事、補助監査）

対 象	実施予定時期	実施体制	実施方法
定期監査対象課より 選定	1 月下旬	監査委員 2 名	書面監査（ [※] 試査） 現場監査

随時監査（工事、補助監査）は、定期監査で代替する場合があります。

2. 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査）

対 象	実施予定時期	実施体制	実施方法
行政監査（事務監査） テーマ選定後に決定	2 月下旬	監査委員 2 名	書面監査（ [※] 試査）

行政監査（事務監査）は、テーマにより実施予定時期を変更して実施、又は定期監査で代替する場合があります。

3. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

対 象	実施予定時期	実施体制	実施方法
定期監査の結果から 選定	2月下旬	監査委員2名	書面監査（※ 試査）

財政援助団体等監査は、定期監査で代替する場合があります。

4. 決算審査等（地方自治法第233条第2項の規定による審査）

（1）一般会計・特別会計・企業会計決算審査

実施予定時期	実施体制	実施方法
7月中旬	監査委員2名	書面監査（※ 試査） 現場監査

（2）基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

実施予定時期	実施体制	実施方法	
7月中旬	監査委員2名	書面監査（※ 試査）	

（3）健全化判断比率審査等

実施予定時期	実施体制	実施方法
7月中旬	監査委員2名	書面監査（※ 試査）

5. 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査）

実施予定時期	実施体制	実施方法
概ね毎月20日	監査委員2名	書面監査（※ 試査）

※試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否を推定するものです。

※書面監査は、必要に応じて担当課長等の説明を求めます。